

●土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について

平成 28 年 6 月 24 日
日本学術会議第 230 回幹事会決定

日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 5 条に定める手続に従い、日本学術会議、部、日本学術会議に置かれる全ての委員会及び分科会、若手アカデミー並びに地区会議が主催する講演会、シンポジウム、研究会、フォーラム等（以下「シンポジウム等」という。）について、日本学術会議の講堂を使用して土・日曜日及び祝日に開催する場合の手続等を以下のとおり定める。

1. 開催回数

土曜日、日曜日及び祝日に使用することができる回数（年末年始を除く。）は、年度内で 32 回（4 半期ごとにおおむね 8 回）までとし、対象となるシンポジウム等は、4 半期ごとに幹事会で決定する。

2. 手続

- (1) 別表 1 に掲げる幹事会の前月末までに希望を受付け、同幹事会において内容が不十分なものを除いた上で決定する（多数の場合においても、幹事会において協議のうえ、企画を決定する）。
- (2) 日本学術会議が緊急に取り組むことが必要と認められる場合には、上記 1 に定める開催回数の範囲内において、日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 5 条に定める手続を経て、追加することができる。
- (3) 会長は、上記（1）の定めにかかわらず、上記 1 に定める開催回数の範囲内において、企画案を作成し、関係する部又は委員会等と協議の上、幹事会の決定を得て、企画を追加することができる。

3. 会場

使用することができる会場は講堂及び会議室とする。

4. 運営

- (1) 主催者は責任をもって会場等の使用にあたりるとともに、緊急時の際の避難誘導に携わる人員を提供する（学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う場合であって、幹事会が人員の提供を要しないと認めるものを除く）。
- (2) 事務局の庁舎管理を担当する課の職員（常勤の職員でない者を含む。）が庁舎管理に当たることとする。また、特段の事情がある場合には、主催者は、必要に応じて、シンポジウム等で用いる機材の事前準備等の支援を当該シンポジウム等を担当する課の職員に求めることができる。

5. 日本学術会議主催学術フォーラムとの関係

土・日曜及び祝日開催の日本学術会議主催学術フォーラムについては、上記 1 に定め

る開催回数に含めるものとし、別表2の類型区分に応じ、土・日曜及び祝日開催の他のシンポジウム等と同時に、幹事会において決定する。

6. 国際会議との関係

国際会議（関連行事を含む。）については、上記1の対象から除くこととする。

7. 土・日曜及び祝日のシンポジウム等と同日の委員会等開催

- (1) ①会員・連携会員（以下「会員等」という。）が、土・日曜及び祝日に行われるシンポジウム等のために会議室を使用する場合は、シンポジウム等の申請時に事務局に連絡する。
 - ②会員等が、土・日曜及び祝日に行われるシンポジウム等が開催されると同日に、委員会等日本学術会議の用務のために会議室を使用したい場合には、委員会等を担当する課の職員に一か月前までに連絡し、会議室の空き状況を確認した上で会議室を利用することができる。ただし、会議室の使用については、①の場合を優先する（使用できる日は、幹事会決定後、企画課から会員等に連絡する。）。
- (2) 委員会等を担当する課の職員は、土・日曜及び祝日における会議室利用の予定を把握して会議室を予約した後、庁舎管理を担当する課の職員まで会議室利用について連絡する。土・日曜及び祝日における会議室の利用は、原則として午前10時から午後5時までの間とし、会議室の利用に当たっては4の規定を準用する。
- (3) 当該委員会等は、当日の準備及び会議室の原状復帰を行う（当日の委員会等には、委員会等を担当する課の職員は出席しない。）。なお、会議終了後の旅費書類等の提出については、委員会等を担当する課の職員と調整する。

附 則

- 1 この決定は、決定の日から施行する。
- 2 土曜日・日曜日及び祝日における講演会、シンポジウム等の開催について（平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定）は廃止する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日日本学術会議第261回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年6月27日日本学術会議第279回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

【別表1】「学術フォーラム」、「土日祝日開催の講演会、シンポジウム等」の決定時期

		4月	6月	9月	12月	3月
前年度			当該年度			
<決定（抽選）>						
12月 幹事会			第1 四半期			
<決定（抽選）>						
	3月 幹事会			第2 四半期		
<決定（抽選）>						
		6月 幹事会			第3 四半期	
<決定（抽選）>						
			9月 幹事会			第4 四半期

【別表2】「学術フォーラム」、「土日祝日開催の講演会、シンポジウム等」を幹事会に付議する際の区分

類型	経費の補助	受付業務等の職員補助	
区分Ⅰ	○ あり	○・× あり・なし	学術フォーラムのみ
区分Ⅱ	× なし	○ あり	学術フォーラム 又は 学協会や各分野に資するために行うのではなく、学術全体に資するために行う講演会、シンポジウム等
区分Ⅲ	× なし	× なし	学術フォーラム 又は 上記以外の講演会、シンポジウム等

※ いずれの区分を希望するかを明示すること